

消費者行政推進計画の成果指標

「消費者行政推進計画」により達成状況を客観的に把握するため、成果指標として次の2指標を設定しています。

この度、令和4年度の実績値が確定しました。

① 消費生活相談の年度内完了率

② 消費行動の中で「消費者市民社会」の考え方を意識している市民の割合

成果指標	基準値	目標値	実績値
① 消費生活相談の年度内完了率 ※1	98.2% (平成26(2014)年度)	99.0%以上 (令和4(2022)年度)	99.5% (令和4(2022)年度)
② 消費行動の中で「消費者市民社会」の考え方を意識している市民の割合(アンケート) ※2	64.3% (平成27(2015)年度)	92.0%以上 (令和4(2022)年度)	88.7% (令和4(2022)年度)

※1 「完了」とは、年度内に相談対応が完了したことを指す。

①の目標値は、平成28(2016)年度からスタートした「川崎市総合計画」において平成26(2014)年度の現状(基準値)を基に設定し、令和7(2025)年度までの目標値である。

※2 基準値については、内閣府実施の「消費者行政の推進に関する世論調査」(平成27(2015)年9月調査)結果を参照。平成26(2014)年調査では59.2%であり、この推移を参考に目標値を設定した。

実績値については、講座やイベントなどの本市主催事業の参加者に対し、内閣府と同趣旨の設問(環境負荷への配慮や食品ロス削減、地産地消などの具体例を掲示)を用いた、本市独自のアンケート調査で算出している。